

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

牛ヶ瀬保育園
京都市

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（4月8日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、4月7日、政府が緊急事態宣言を発令し、隣接する大阪府・兵庫県が対象区域として指定されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況となっています。

当園におきましても、感染予防のための対応をしておりますが、御家庭におかれましても、引き続き、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いするとともに、お子様や御家族に発熱の症状等が見られる場合は、速やかに、当園へ御連絡をいただきますようお願いいたします。

記

1 本市の現状

- ・ 緊急事態宣言の対象区域とはなっておらず、また、「感染拡大警戒地域」とまで判断する状態ではないが、対象区域に選定された大阪府・兵庫県と近接するなど「予断を許さない状況」にあります。
- ・ 特に、3月30日（月）から4月5日（日）までの新規感染者数が44人となり、その前の週の17人の2.6倍となるとともに、感染経路が把握できない事例の増加やクラスターの発生など、危機的な状況にあります。
- ・ こうした状況を受けて、4月8日、緊急事態宣言を踏まえた今後の方針を発表したところであり、緊急事態宣言を発令された区域と同様の危機感を持って、感染拡大の防止に取り組む必要があります。

2 子育て支援施設の対応一覧

別紙のとおり

3 保護者の皆様にお願ひしたいこと

(1) 自宅での保育について

子どもの感染リスクを下げ、子どもの安全を最優先とする観点から、引き続き、可能な限り、自宅での保育に御協力をいただくようお願いいたします。

特に、お子様はもとより、御家族の方に風邪の症状等が見られる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控え、自宅で静養いただくようお願いいたします。

(2) 感染症対策の徹底

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけ

るようにしてください。

- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

(3) 登園前の健康観察の実施等

- ・ 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子様や御家族に発熱等の風邪症状がみられる場合や登園に当たって不安を感じられる場合は、無理をせず、当園に連絡のうえ、登園を控えて、自宅で休養してください。
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当園まで一報をお願いします。また、医療機関を受診した結果についても、当園まで一報をお願いします。（特にPCR検査を実施される場合は、速やかに登園までご連絡いただきますようお願いいたします。

○ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

○ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

(4) その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る市内の子育て支援施設等の対応
(4月8日現在)

1 所管施設における対応

(1) 保育園等（保育園、認定こども園、小規模保育事業所等）

ア 通常保育に係る取扱い

保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、原則として開所します。

なお、家庭的保育の協力依頼は、一旦は5月6日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 一時預かり事業

保護者等に対し、緊急性が乏しい場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

ウ 病児・病後児保育事業

保護者等に対し、児童の状況等により、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合は、利用を控えていただくよう依頼したうえで、受入れを行うこととします。

(2) 私立幼稚園

ア 通常教育期間に係る取扱い

市立学校園における対応を踏まえ、各園において判断するものとします。

イ 保育を必要とする園児の取扱い（預かり保育・2歳児接続保育）

保育を必要とする児童（預かり保育の定期利用や2歳児接続保育の対象児）が一定数在籍していることから、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、保護者のニーズ等、各園の事情を踏まえ、受入れを実施していただくことを基本とします。

(3) 児童館・学童保育所等

ア 学童クラブ

保護者等に対し、可能な限り、家庭保育の協力を依頼したうえで、原則として開所します。開所時間は、通常どおりとします。

なお、家庭保育の協力依頼は、一旦は5月6日までとし、以降は、状況を踏まえたうえで改めて判断します。

イ 自由来館事業、つどいの広場

不特定の児童間の接触があることから、休館・休所します。

ウ 放課後まなび教室

市立小学校における対応を踏まえ、休止します。

(4) 障害児支援施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

原則開所しますが、各事業者において判断するものとします。

(5) こどもみらい館

不特定の利用者の接触がある「元気ランド」は利用休止します。

会議室等の貸館についても、現時点で予約の入っている場合（※）を除き、原則として、4月10日から5月6日まで休止します。

※ 新規の受付は既に休止しています。

(6) こども体育館，青少年活動センター，ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」，百井青少年村など

こども体育館，青少年活動センター，ゆめあす，百井青少年村，京あんしんこども館は，現時点で予約の入っている場合（※）を除き，原則として，4月10日から5月6日まで休止します。

なお，青少年活動センター，京都若者サポートステーション，ゆめあす及び京あんしんこども館は，電話による相談は受け付けます。

※ 新規の受付は既に休止しています。

2 区役所・支所子どもはぐくみ室における対応

(1) 事業を中止するもの

ア これまでから中止しているもの

以下事業は，近距離で会話等しながら実施，かつ，知識の提供や交流等を行うものであり，他の相談業務で代替可能であることから，5月6日まで中止します。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
プレママ・パパ教室	妊婦及びその家族	妊娠中の過ごし方や歯科・栄養等に関する講話を実施	概ね月1回
親子すこやか発達教室	幼児とその保護者	心理発達に課題がある幼児とその保護者に対するグループワークを実施	概ね月1回
親子で楽しむ健康教室 (所内実施型)	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者との交流・育児や栄養等に関する講話を実施	不定期
乳幼児健康相談	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者の相談に応じる	予約制
絵本ふれあい事業	乳幼児及びその保護者	乳幼児とその保護者に絵本の読み聞かせを行う	乳幼児健診時

イ 4月13日から中止するもの

4月13日から5月6日まで休止しますが，休止となった対象者全員に対しては，電話や訪問により，丁寧に対応します。

併せて，心理指導の経過観察が必要と判断される等，特に支援が必要な子どもについては，引き続き，個別相談を行います。

事業名	対象	事業概要	開催頻度
乳幼児健康診査 (4箇月・8箇月・1歳半・3歳)	乳幼児及びその保護者	乳幼児の発達・発育の確認及び育児・歯科・栄養指導を実施	各健診月1～4回

3 上記1，2の対応に係る期間の目途

5月6日まで

4 その他

上記「1」～「3」の取扱いについて，状況が変化した場合は，速やかに見直します。